

会長及び副会長の選任について（事務局案）

埼玉県秩父地域保健医療・地域医療構想協議会設置要綱（以下、「設置要綱」という。）第5条第1項に基づき、会長と副会長は、委員の互選により選任することとなっている。

しかし、今回の協議会は、書面による開催のため、会長及び副会長を事務局にて推薦し、下記の事務局案のとおり提案したい。

記

【事務局案】

役職名	委員氏名	所属団体及び役職名
会 長	井上 靖	秩父郡市医師会 会長
副会長	島村 寿男	秩父市立病院 病院長

《参考》改選前（～R2.5.31）の会長・副会長について

役職名	委員氏名	所属団体及び役職名
会 長	近藤 俊夫	秩父郡市医師会 会長
副会長	勅使河原 正敏	秩父市立病院 病院長

<埼玉県秩父地域保健医療・地域医療構想協議会設置要綱（抜粋）>

（設置）

第1条 秩父保健医療圏（構想区域）における埼玉県地域保健医療計画（以下「計画」という。）を推進すること及び医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14の規定に基づく、埼玉県地域医療構想（以下「構想」という。）の達成を推進するために必要な事項について協議を行うことを目的とし、埼玉県秩父地域保健医療・地域医療構想協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に、会長及び副会長を置くこととし、委員の互選によるものとする。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。